

## 参 考 資 料

1. 「愛知県の国際化に関する県民意識調査」の概要
2. 多文化共生社会づくり推進共同宣言
3. 在留資格一覧
4. 愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議
5. 愛知県国際化推進連絡会議
6. 作成経過



## 1 「愛知県の国際化に関する県民意識調査」の概要

## (1) 調査の実施概要

## 調査の目的

新しい国際化の推進施策の方向性を示す「新たな国際化推進計画」策定のための基礎資料とします。

## 調査の実施

## 日本人県民意識調査

- ・ 調査期間: 2007年6月30日～7月30日
- ・ 調査方法: 郵送配布 - 郵送回収
- ・ 対象者: 愛知県内に在住する日本人 4,000人
- ・ サンプルング方法: 住民基本台帳により無作為抽出
- ・ 有効回答率: 1,094人(回収率 27.4%)
- ・ 対象者数及び回答者数:

住 所	対象者数	回答者数
名古屋市内	1,000	266
尾張地区	1,000	262
知多地区	400	105
西三河地区	800	233
東三河地区	800	219
無 回 答	-	9
合 計	4,000	1,094

## 外国人県民意識調査

- ・ 調査期間: 2007年7月11日～7月30日
- ・ 調査方法: 郵送配布 - 郵送回収  
調査法は日本語(ルビ付)のほか、外国語 1ヶ国語の2言語を使用
- ・ 対象者: 愛知県内の外国人登録者の多い10市に在住する外国人 2,000人
- ・ サンプルング方法: 外国人登録者の中から無作為抽出
- ・ 有効回答率: 489人(回収率 24.5%)
- ・ 回答者数:

国・地域など	人 数
韓国・朝鮮	60
中 国	83
フィリピン	68
その他(上記以外)アジア	31
ブラジル	155
ペル ー	29
その他(上記以外)中南米	3
そ の 他	15
無 回 答	45
合 計	489

(2) 調査結果(概要)

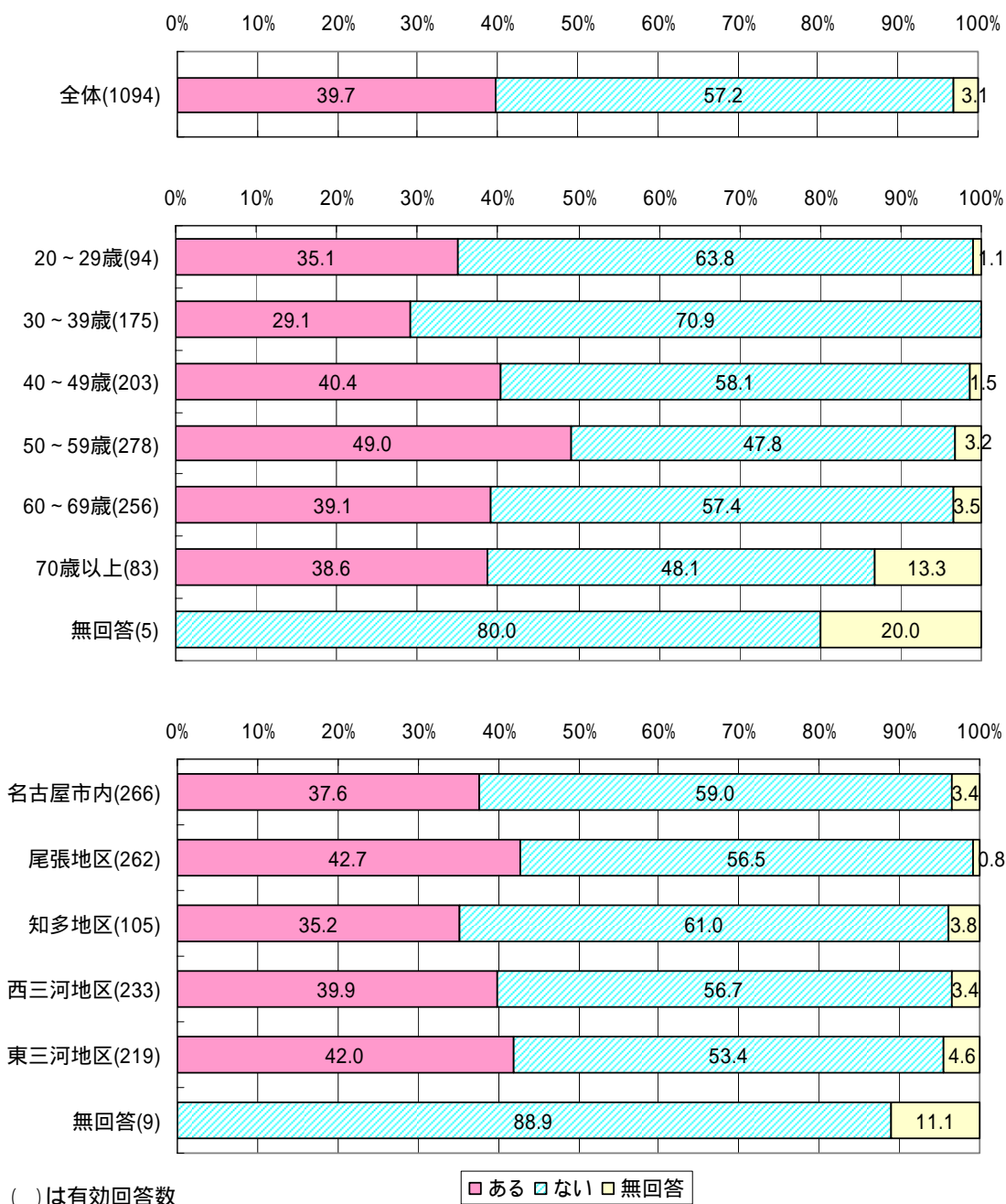
多文化共生に関する設問について、まとめています。

日本人県民意識調査

(多文化共生の認知度)

設問 あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。(1つに )

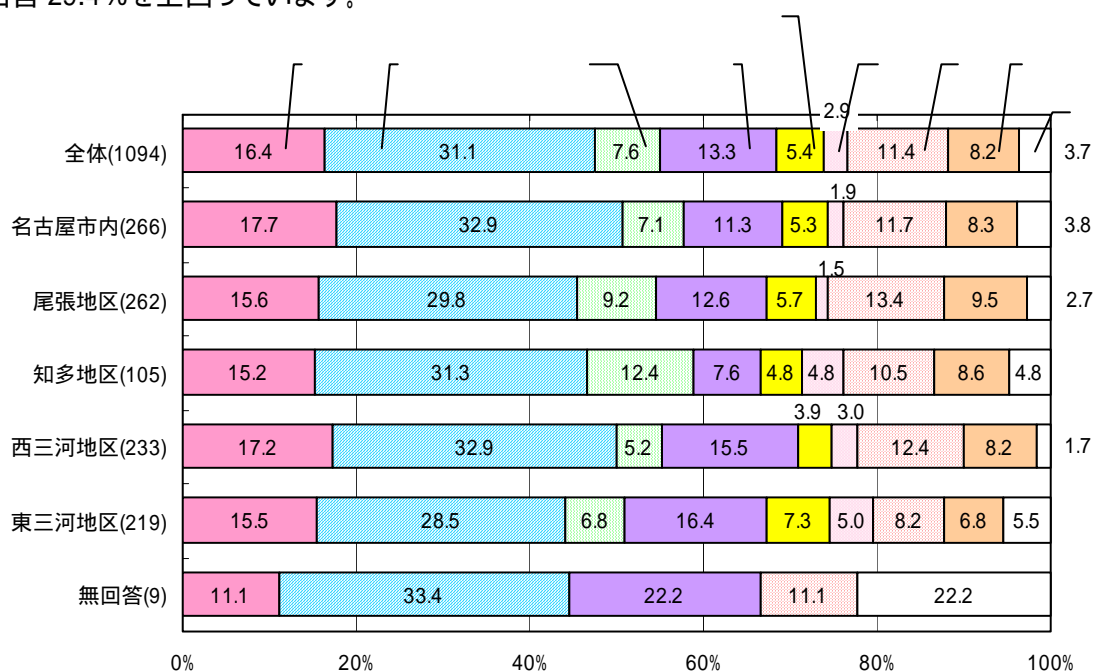
多文化共生の認知度は「ある」という回答が39.7%、「ない」という回答が57.2%となっています。「ある」という回答が、2002年12月に実施した「『多文化共生』に関する県民意識調査」と比較すると、10.3ポイント増加しています。



(外国人の増加)

設問 本県に在住している外国人は現在約 20 万人で、毎年増加しています。地域に外国人が増えていくことをどう思いますか。(1つに )

外国人の増加は「治安が悪化する可能性があり、望ましくない」という回答が 31.1%で最も多くなっています。次いで「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい」という回答が 16.4%、「習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので、望ましくない」という回答が 13.3%などとなっています。望ましくないという否定的な回答が 47.3%と、望ましいという肯定的な回答 29.4%を上回っています。



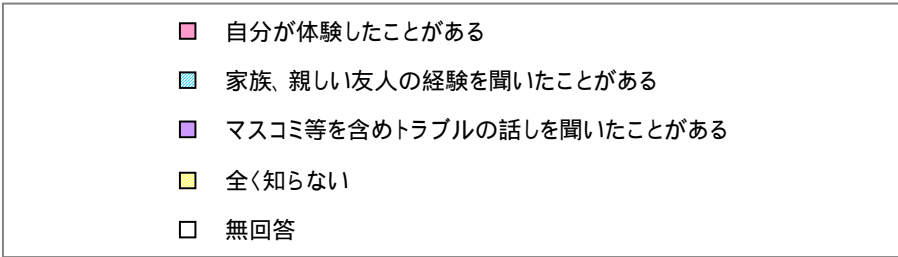
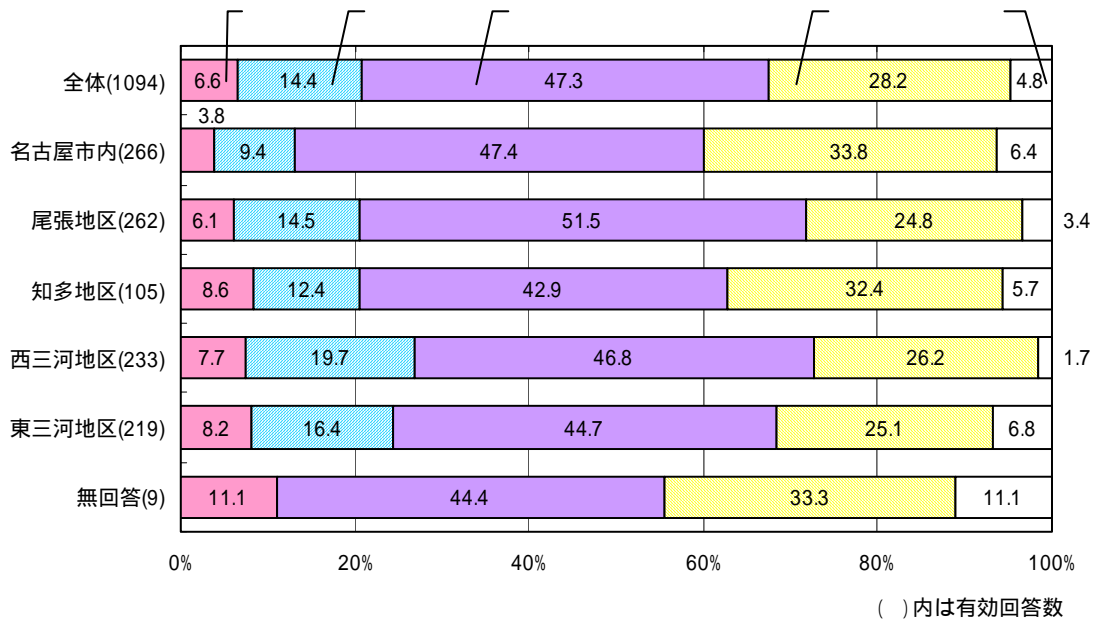
( )内は有効回答数

- 外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい
- 治安が悪化する可能性があり、望ましくない
- 地域で外国人と交流できるので、望ましい
- 習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので、望ましくない
- 地域の経済的な発展につながり、望ましい
- 外国人向けの施策、インフラが必要になるなど、社会的な負担が増えるので、望ましくない
- わからない
- その他
- 無回答

(在住外国人とのトラブル)

設問 あなたは、在住外国人との間でトラブルを体験したことがありますか。または、ご自分以外の方のトラブルについて聞いたことがありますか。

在住外国人とのトラブルは「マスコミ等を含めトラブルの話しを聞いたことがある」という回答が47.3%で最も多くなっています。次いで「全く知らない」という回答が28.2%、「家族、親しい友人の経験を聞いたことがある」という回答が14.4%などとなっています。

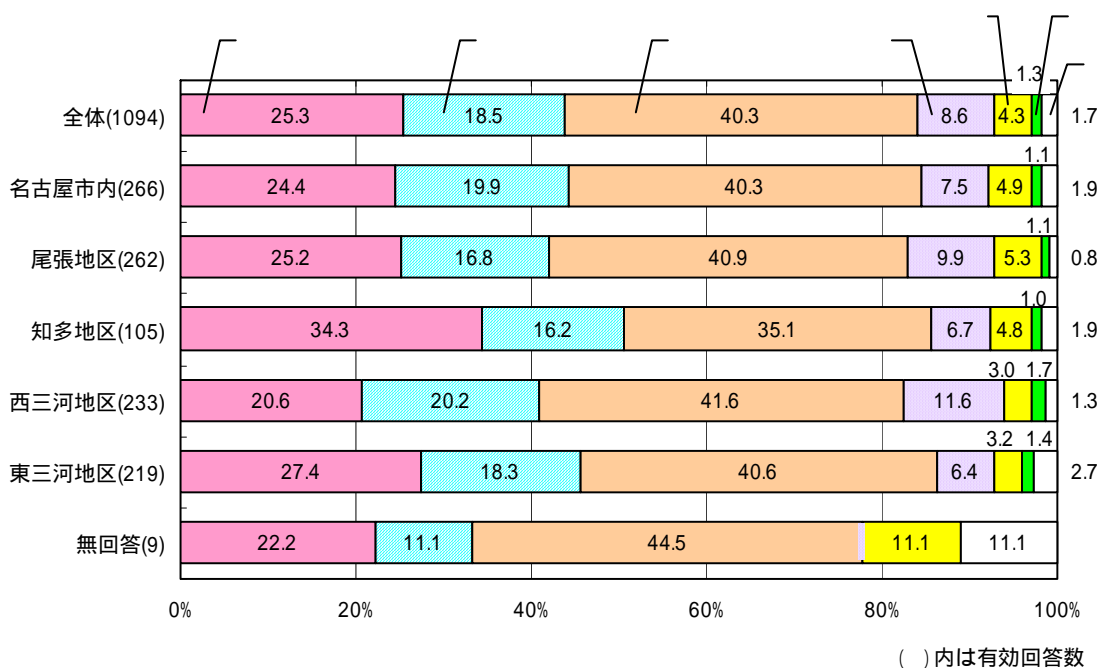


(外国人雇用企業の責任)

設問 在住外国人の就労環境に関し、雇用する企業の対応が問題とされることがありますが、あなたは外国人を雇用している企業の責任についてどう考えますか。  
(1つに )

外国人雇用企業の責任は「雇用形態に関わらず、最終的に外国人が働いている企業が責任を持って対応すべきである」という回答が 40.3%で最も多くなっています。次いで「貴重な労働力として、日本人労働者と同様に扱うべきである。」という回答が 25.3%、「最低賃金等法令を遵守すべきである」という回答が 18.5%などとなっています。

地域別にみると、「貴重な労働力として、日本人労働者と同様に扱うべきである」と答えた人の割合は、知多地区で高くなっています。「雇用形態に関わらず、最終的に外国人が働いている企業が責任を持って対応すべきである」と答えた人の割合は、地域によってそれほど差は見られません。



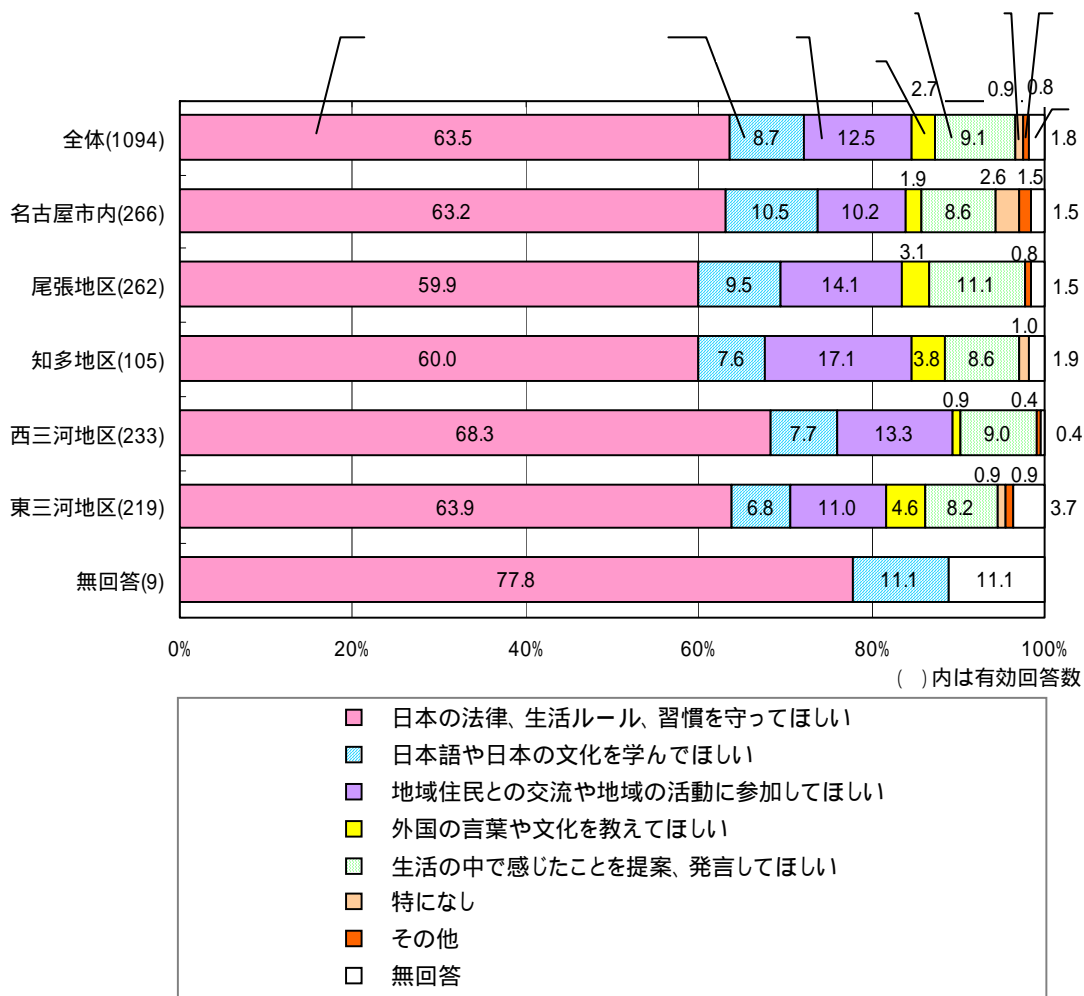
- 貴重な労働力として、日本人労働者と同様に扱うべきである。
- 最低賃金等法令を遵守すべきである
- 雇用形態に関わらず、最終的に外国人が働いている企業が責任を持って対応すべきである
- 安い労働力を確保したいという企業側の理屈も理解できる
- わからない
- その他
- 無回答

(在住外国人への期待)

設問 地域を在住外国人とともに暮らしやすい社会にするため、在住外国人にどのようなことを期待しますか。(1つに )

在住外国人への期待は「日本の法律、生活ルール、習慣を守ってほしい」という回答が 63.5%で最も多くなっています。次いで「地域住民との交流や地域の活動に参加してほしい」という回答が 12.5%、「生活の中で感じたことを提案、発言してほしい」という回答が 9.1%などとなっています。

地域別にみると、「日本の法律、生活ルール、習慣を守ってほしい」と答えた人の割合は、西三河地区で高くなっています。



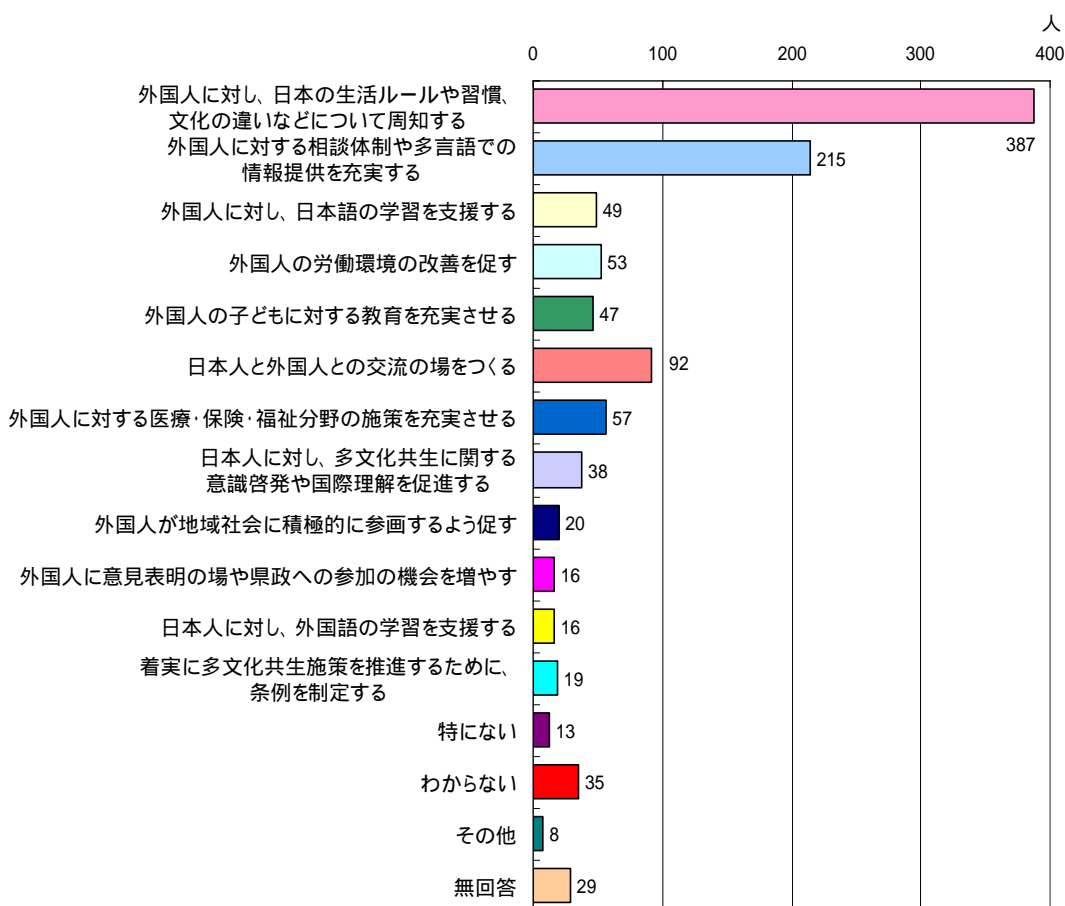


(多文化共生への行政の取組)

設問 日本人住民と在住外国人とがともに暮らしやすい社会にしていくためには、あなたは県や市町村など行政はどんな取組に最も力を入れるべきだと思いますか。  
(1つに )

多文化共生への行政の取組については「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」という回答が 35.3%で最も多くなっています。次いで「外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実する」という回答が 19.7%、「日本人と外国人との交流の場をつくる」という回答が 8.4%などとなっています。

地域別にみると、「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」と答えた人の割合は、西三河地区が 41.3%で最も高く、知多地区は 21.9%と低くなっています。



地区別の回答割合 (単位: %)

区分	外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実する	外国人に対し、日本語の学習を支援する	外国人の労働環境の改善を促す	外国人の子どもに対する教育を充実させる	日本人と外国人との交流の場をつくる	外国人に対する医療・保険・福祉分野の施策を充実させる	日本人に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	外国人が地域社会に積極的に参画するよう促す	外国人に意見表明の場や県政への参加の機会を増やす	日本人に対し、外国語の学習を支援する	着実に多文化共生施策を推進するために、条例を制定する	特にない	わからない	その他	無回答
全体	35.3	19.7	4.5	4.8	4.3	8.4	5.2	3.5	1.8	1.5	1.5	1.7	1.2	3.2	0.7	2.7
名古屋市内	37.4	19.5	5.3	3.8	1.9	9.4	6.8	3.4	1.5	1.5	1.5	0.8	2.3	3.0	0.4	1.5
尾張地区	30.9	22.1	5.0	5.3	3.1	11.5	5.0	5.0	2.3	1.9	1.1	1.5	0	1.1	1.5	2.7
知多地区	21.9	25.5	6.7	8.6	4.8	4.8	4.8	3.8	1.9	2.9	1.9	1.9	1.0	5.7	0	3.8
西三河地区	41.3	18.9	3.4	3.9	6.0	7.3	4.7	2.1	2.1	0	1.7	2.6	1.3	3.4	0.4	0.9
東三河地区	37.9	14.6	3.2	5.0	6.8	6.8	4.6	3.2	1.4	1.8	1.4	2.3	1.4	4.1	0.9	4.6

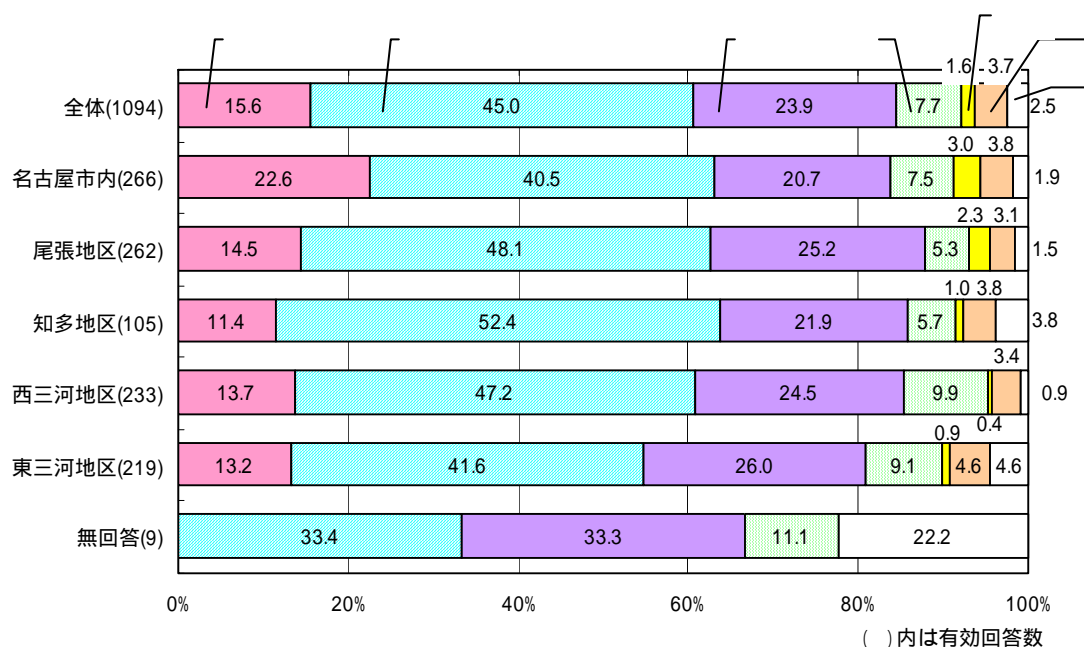
(増加する外国人の子どもたち)

設問 外国人の子どもたちが学校に増加することについて、あなたはどのように思いますか。  
(1つに )

増加する外国人の子どもたちは「日本人の子どもたちに多様性を理解させる良い機会になり歓迎である」という回答が 45.0%で最も多くなっています。次いで「早いうちから外国人に慣らせておくのは、子どもの将来に有意義だと思う」という回答が 23.9%、「日本人の子どもたちの国際感覚が養われるので、歓迎である」という回答が 15.6%などとなっています。

歓迎である、有意義だと思うという肯定的な意見が 84.5%となっています。

地域別にみると、「日本人の子どもたちの国際感覚が養われるので、歓迎である」と答えた人の割合は、名古屋市内が 22.6%と最も高くなっています。「日本人の子どもたちに多様性を理解させる良い機会になり歓迎である」と答えた人の割合は、知多地区が 52.4%と最も高くなっています。



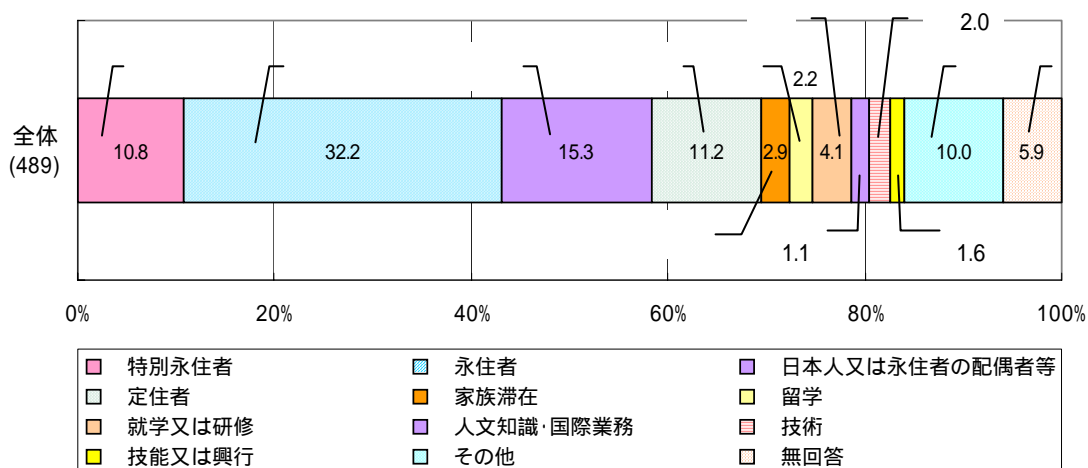
- 日本人の子どもたちの国際感覚が養われるので、歓迎である
- 日本人の子どもたちに多様性を理解させる良い機会になり歓迎である
- 早いうちから外国人に慣らせておくのは、子どもの将来に有意義だと思う
- 外国人の子どもたちへの対応に追われ、日本人の子どもたちに手が行き届かなくなるなど、日本人の子どもたちに影響が出るので望ましくない
- 外国人の子どもたちのために余分な出費がかかり、好ましくない
- その他
- 無回答

### 外国人県民意識調査

(在留資格)

設問 現在の在留資格 (1つに )

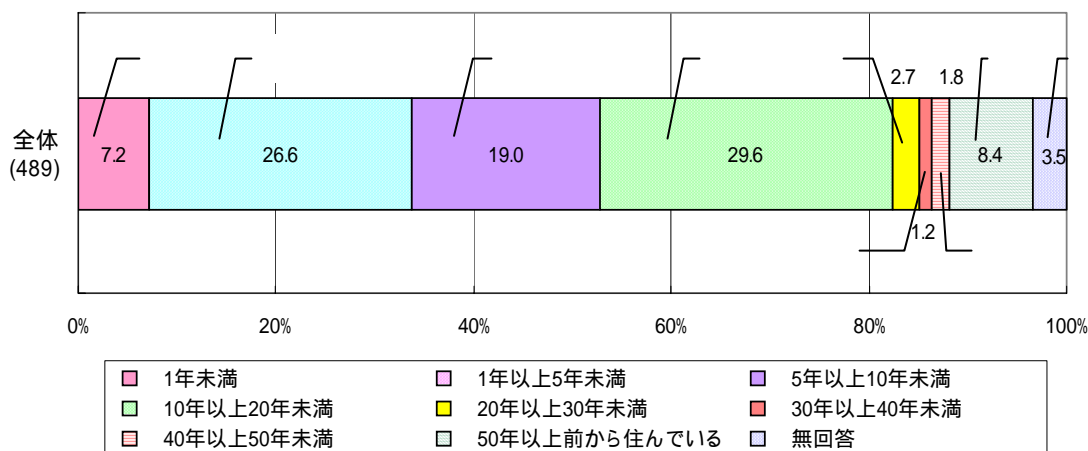
回答者のうち、32.2%が「永住者」であり、次いで「日本人又は永住者の配偶者等」が15.3%、「定住者」が11.2%などとなっています。



(滞在期間)

設問 どのくらい日本に住んでいますか。(1つに )(何回も来日された方は通算で)

滞在期間は「10年以上20年未満」という回答が29.6%で最も多くなっています。次いで「1年以上5年未満」という回答が26.6%、「5年以上10年未満」という回答が19.0%などとなっています。

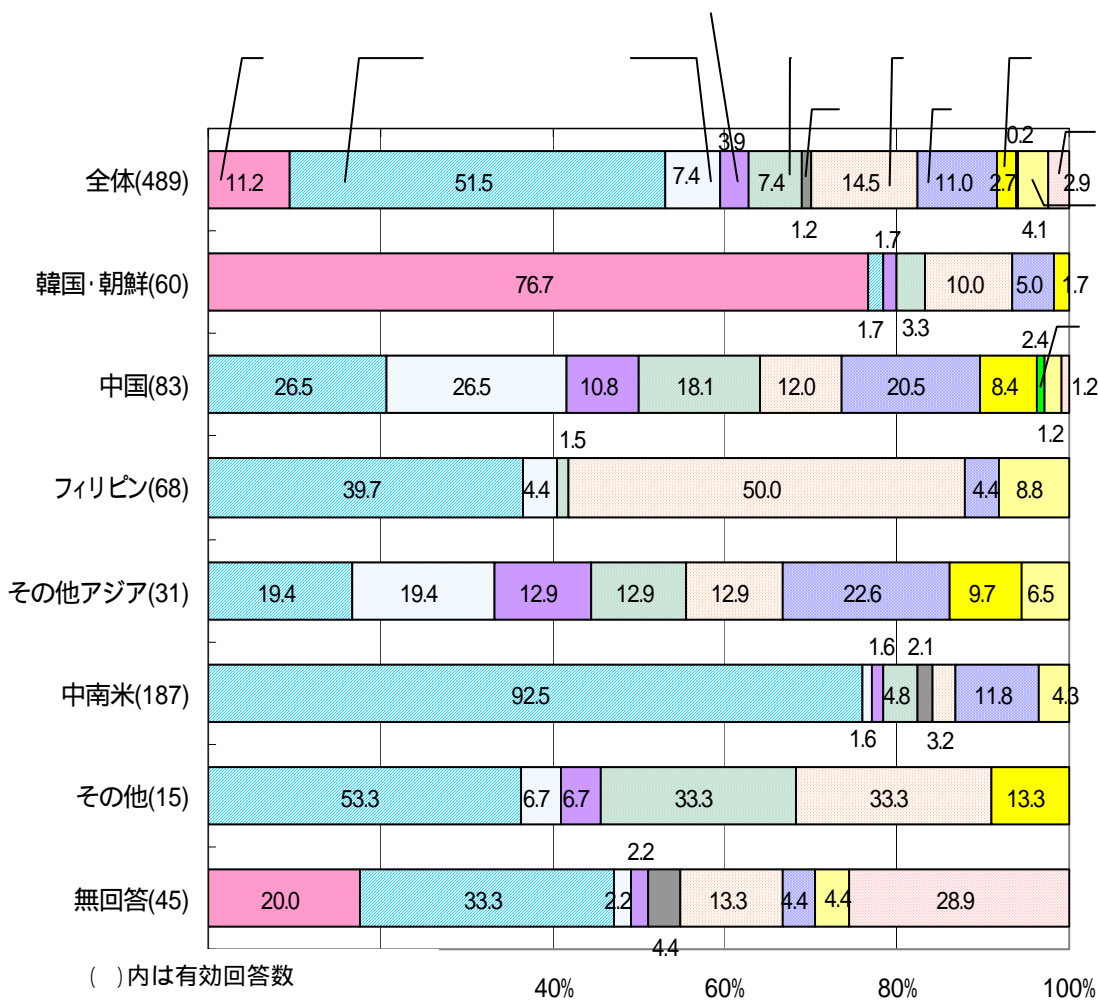


(来日目的)

設問 日本に来た目的は何ですか。(あてはまるものすべてに )

来日目的は「働くため」という回答が 51.5%で最も多くなっています。次いで「結婚」という回答が 14.5%、「日本で生まれた」という回答が 11.2%などとなっています。

国籍など地域別でみると、「働くため」と答えた人の割合は、中南米で高くなっています。「日本で生まれた」と答えた人の割合は、韓国・朝鮮で高くなっています。

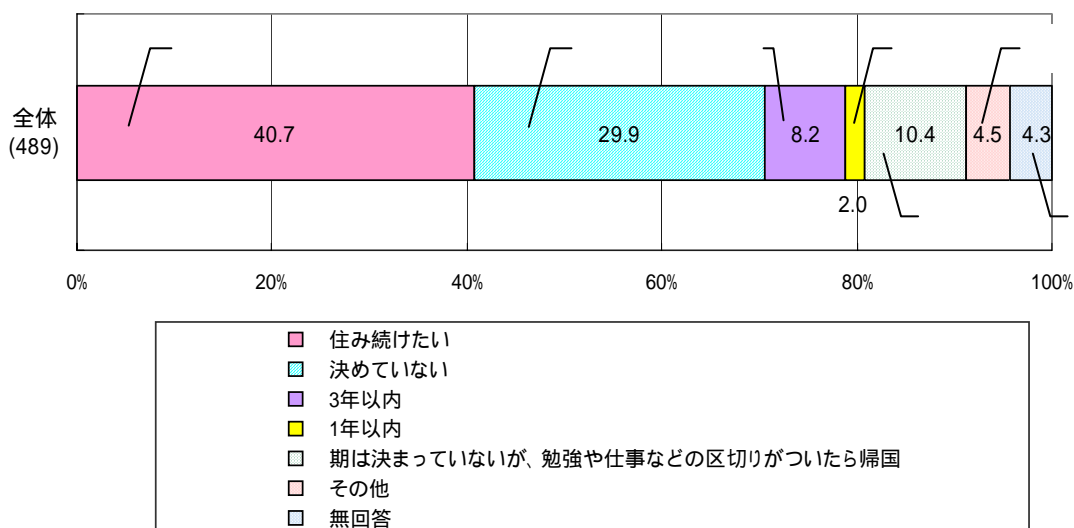


- 日本で生まれた
- 働くため
- 職業技術の修得(研修)
- 大学・大学院・専門学校入学
- 日本語の勉強
- 戦争など母国の政情不安
- 結婚
- 家族に連れられてきた
- 会社や勤務先の指示
- 日本の大学等の招へい
- その他
- 無回答

(今後の滞在予定)

設問 今後日本にどれくらい住む予定ですか。(1つに )

今後の滞在予定は「住み続けたい」という回答が 40.7%で最も多くなっています。次いで「決めていない」という回答が 29.9%、「時期は決まっていないが、勉強や仕事などの区切りがつけいたら帰国」という回答が 10.4%などとなっています。



(日本語の能力)

設問 あなたは日本語がどのくらいできますか。  
(聞く、話す、読む、書く力について 各1つに )

聞く力: 聞く力は「ゆっくりならわかる」という回答が 39.5%で最も多くなっています。次いで「日本人と同程度」という回答が 29.9%、「単語がわかる」という回答が 24.7%となっています。

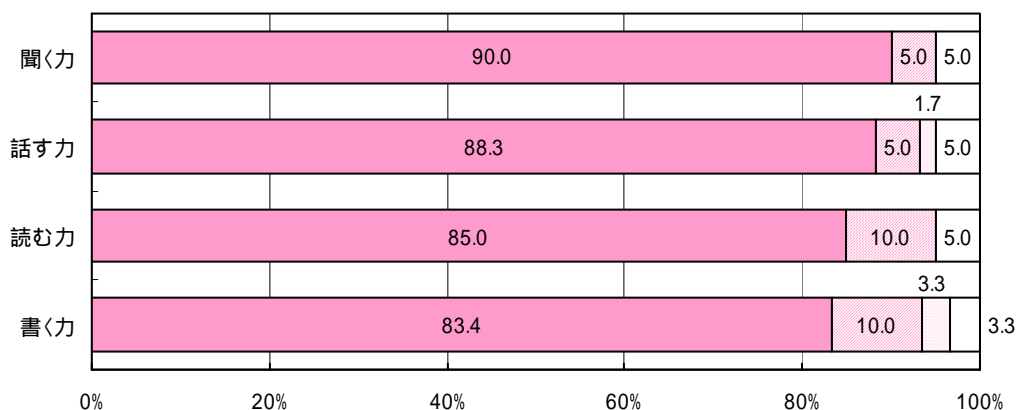
話す力: 話す力は「日常会話ができる」という回答が 40.5%で最も多くなっています。次いで「日本人と同程度」という回答が 30.1%、「単語が話せる」という回答が 22.7%となっています。

読む力: 読む力は「ひらがな・カタカナが読める」という回答が 34.0%で最も多くなっています。次いで「簡単な漢字・ひらがな・カタカナが読める」という回答が 30.7%、「日本人と同程度」という回答が 17.2%となっています。

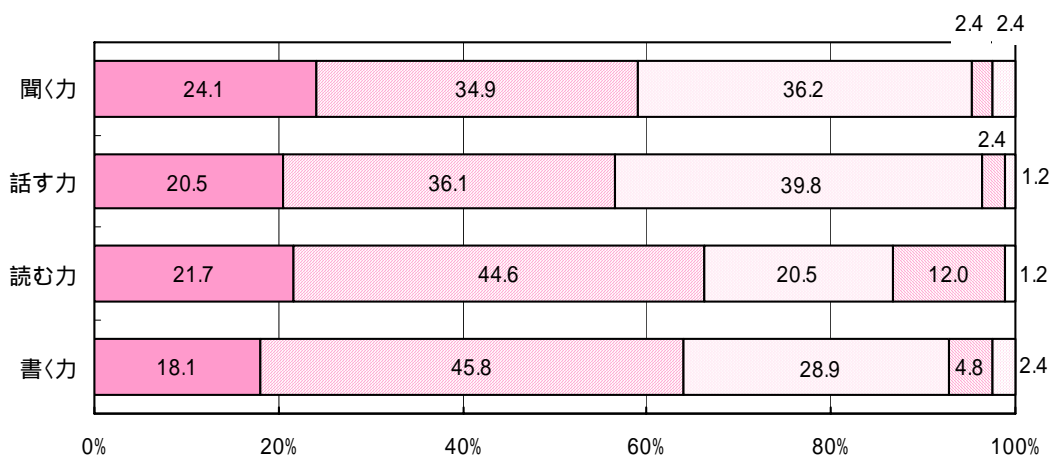
書く力: 書く力は「ひらがな・カタカナが書ける」という回答が 36.6%で最も多くなっています。次いで「簡単な漢字・ひらがな・カタカナが書ける」という回答が 26.2%、「日本人と同程度」という回答が 16.2%となっています。

国籍など地域別でみた日本語能力は、韓国・朝鮮ではどの日本語能力(聞く力、話す力、読む力、書く力)においても、「日本人と同程度」と答えた人の割合が高くなっています。韓国・朝鮮、中国ではどの日本語能力においても「日本人と同程度」と答えた人がいますが、フィリピン、その他アジア、中南米においては、読む力と書く力で「日本人と同程度」と答えた人はほとんどいません。

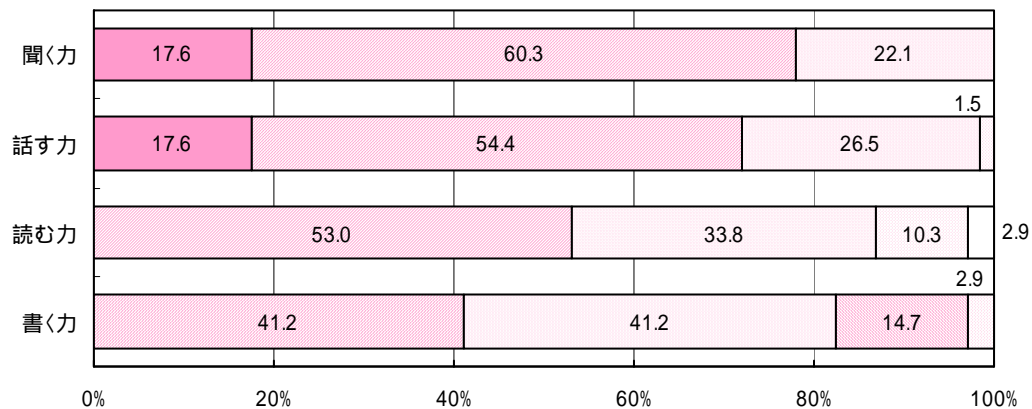
韓国・朝鮮



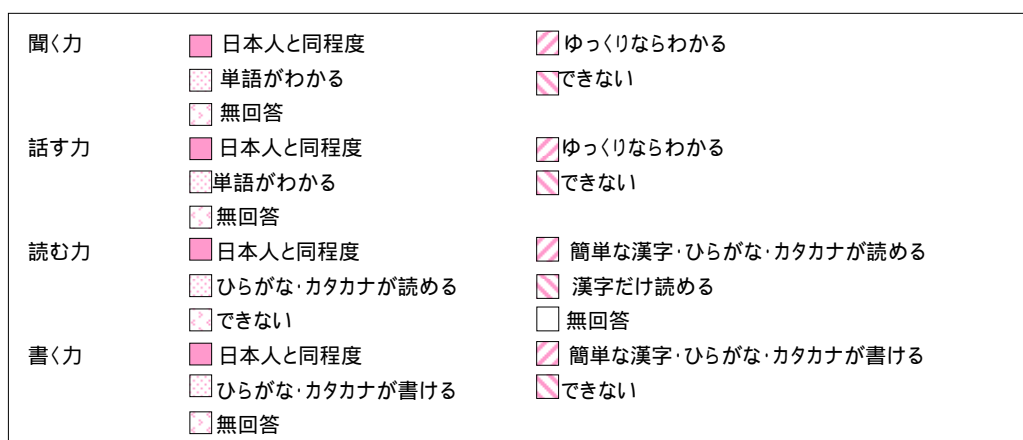
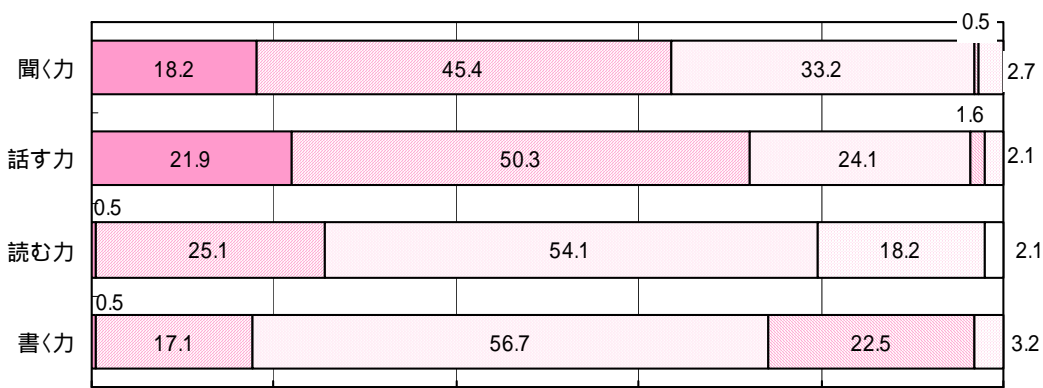
中国



フィリピン



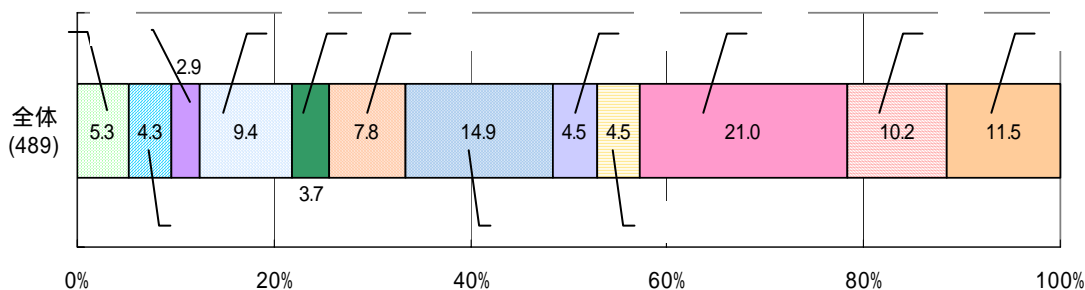
中南米



(母国での仕事)

設問 あなたは母国でどんな仕事をしていましたか。(1つに )

母国での仕事は「無職(主婦・学生を含む)」という回答が 21.0%で最も多くなっています。次いで「技能職(工場労働者、運転士等)」という回答が 14.9%、「その他」という回答が 10.2%などとなっています。



(日本人や日本社会で理解できないこと)

設問 日本人の行動や社会システム、法律や交通ルールなどで最も理解できないこと、または戸惑ったことは何ですか。あれば、お書きください。

記入の内容を分類すると、以下のとおりです。

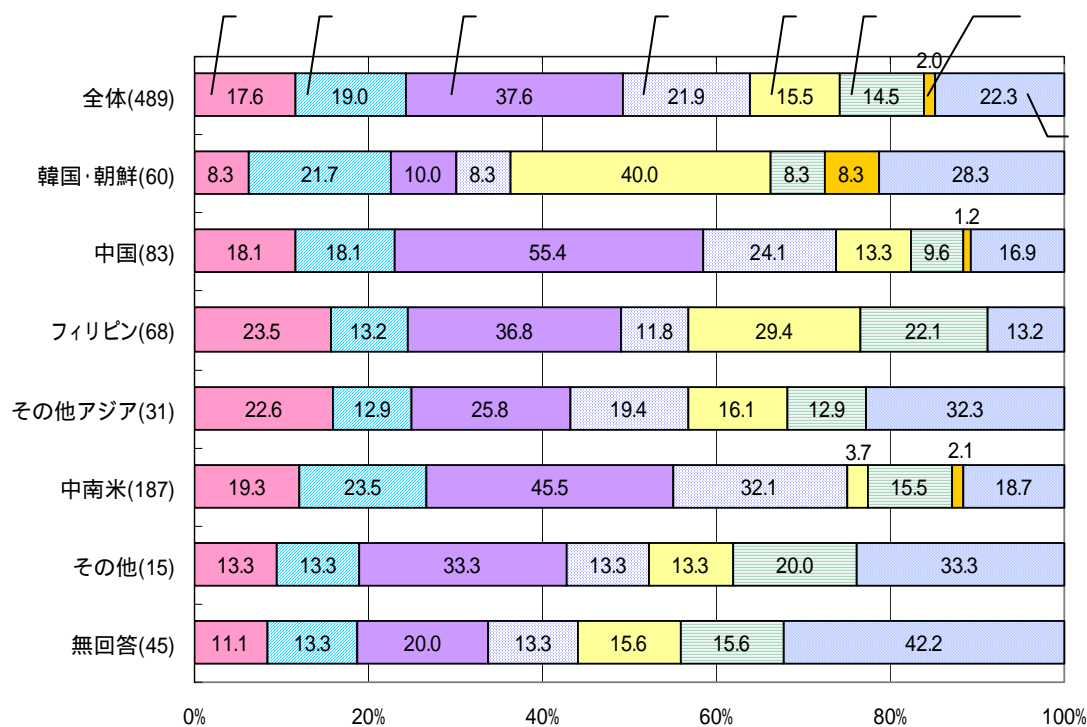
内 容	件 数
行動・国民性	18
法律・規律	15
政治・参政権	9
言葉	8
仕事・就職	8

内 容	件 数
差別・偏見	6
犯罪	4
文化・行政	3
その他	10

(県や市による緊急時の対策)

設問 緊急時の対策として、県や市でどのようなことをしてほしいですか。(2つまで)

県や市による緊急時の対策は「緊急時に多言語で放送する」という回答が 37.6%で最も多くなっています。次いで「避難場所での外国語の相談や情報提供」という回答が 21.9%、「避難場所の案内を分かりやすくする」という回答が 19.0%などとなっています。



( )内は有効回答数

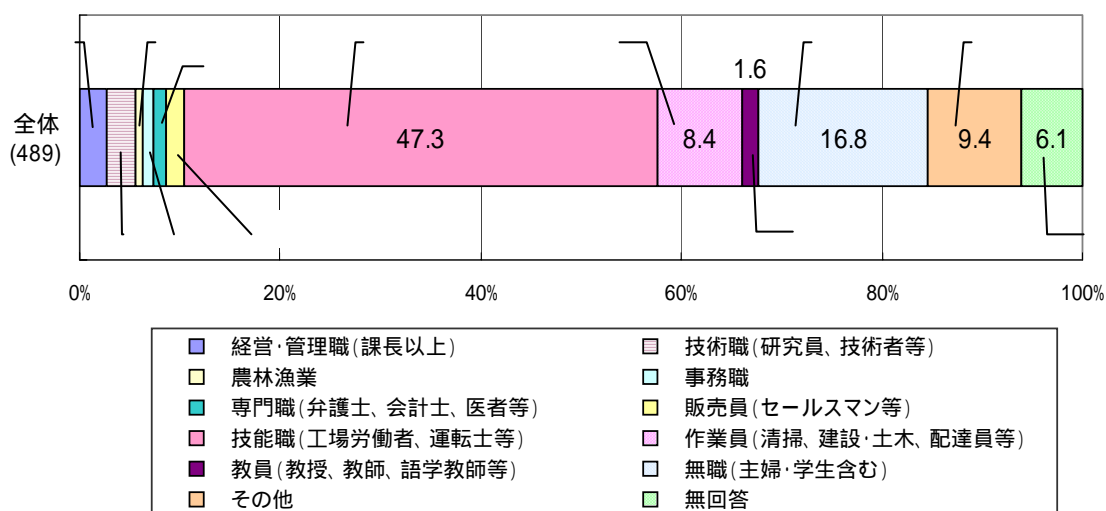
日ごろの外国人への災害についての広報	避難場所を分かりやすくする
緊急時に多言語で放送する	避難場所での外国語の相談や情報提供
災害時の医療体制の充実	災害に対する事前の講習や訓練の実施
その他	無回答



(現在の仕事の内容)

設問 あなたの現在の仕事の内容は何ですか。(主なもの1つだけ)

現在の仕事の内容は「技能職(工場労働者、運転士等)」という回答が 47.3%で最も多くなっています。次いで「無職(主婦・学生含む)」という回答が 16.8%、「その他」という回答が 9.4%などとなっています。



(採用形態)

設問 現在の仕事の採用の形態は次のうちどれですか。(1つに)

採用形態は「短期契約に基づく採用(契約社員、期間工、臨時職員、アルバイト・パートなど)」という回答が 33.6%で最も多くなっています。次いで「正規社員・職員」という回答が 30.9%、「無職」という回答が 13.7%、「自営業」という回答が 6.1%、「その他」が 6.3%、「無回答」が 9.4%となっています。

国籍など地域別で見ると、「正規社員・職員」と答えた人の割合は中南米で高くなっています。「短期契約に基づく採用(契約社員、期間工、臨時職員、アルバイト・パートなど)」と答えた人の割合はフィリピン、その他アジアで高くなっています。

(契約期間)

前問で「短期契約に基づく採用」を選ばれた人にお聞きします。  
設問 契約期間は次のうちどれですか。(1つに)

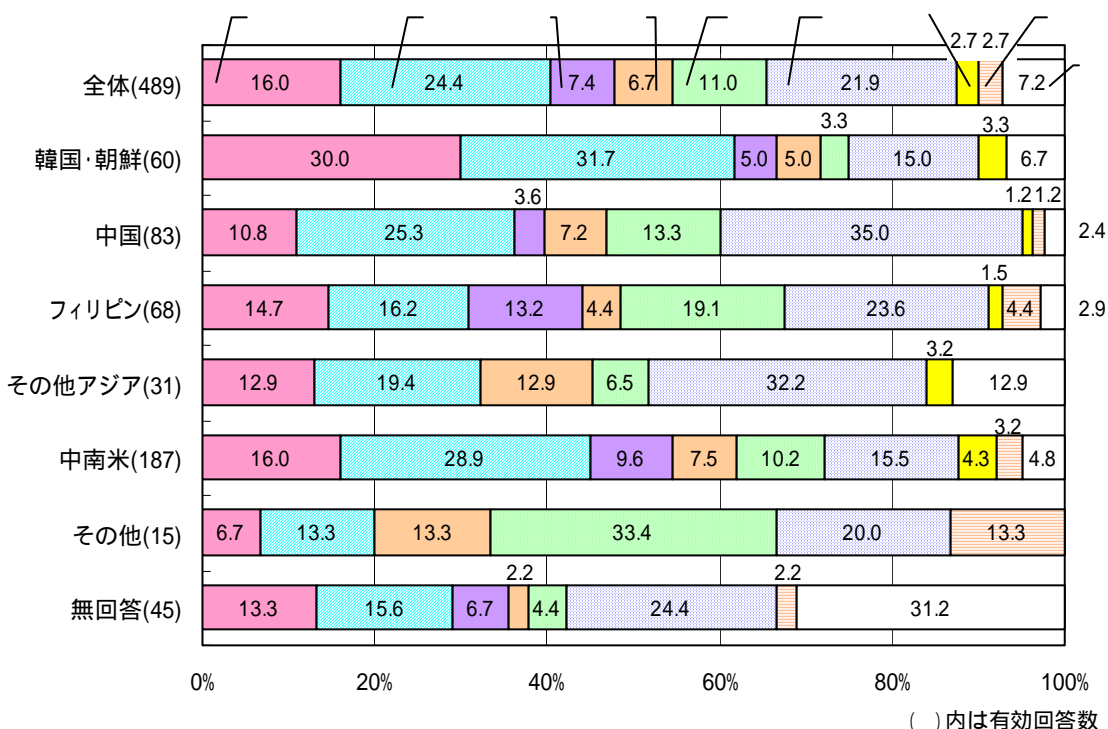
契約期間は「1年以上」という回答が 49.3%で最も多くなっています。次いで「その他」という回答が 18.9%、「6か月以上1年未満」という回答が 14.6%、「2ヶ月以上6ヶ月未満」が 9.8%、「2ヶ月未満」、「無回答」がともに 3.7%となっています。

(コミュニティへの参画について)

設問 あなたは、町内の清掃作業やお祭り、団地の自治会など、地域の活動に参加していますか。(1つに )

地域活動への参加は「都合がつけば参加するようにしている」という回答が、24.4%で最も多くなっています。次いで「まったく参加していない」という回答が21.9%、「日ごろから積極的に参加している」という回答が16.0%などとなっています。

国籍など地域別にみると、「日ごろから積極的に参加している」と答えた人の割合は、韓国・朝鮮で高くなっています。「まったく参加していない」と答えた人の割合は、中国で高くなっています。



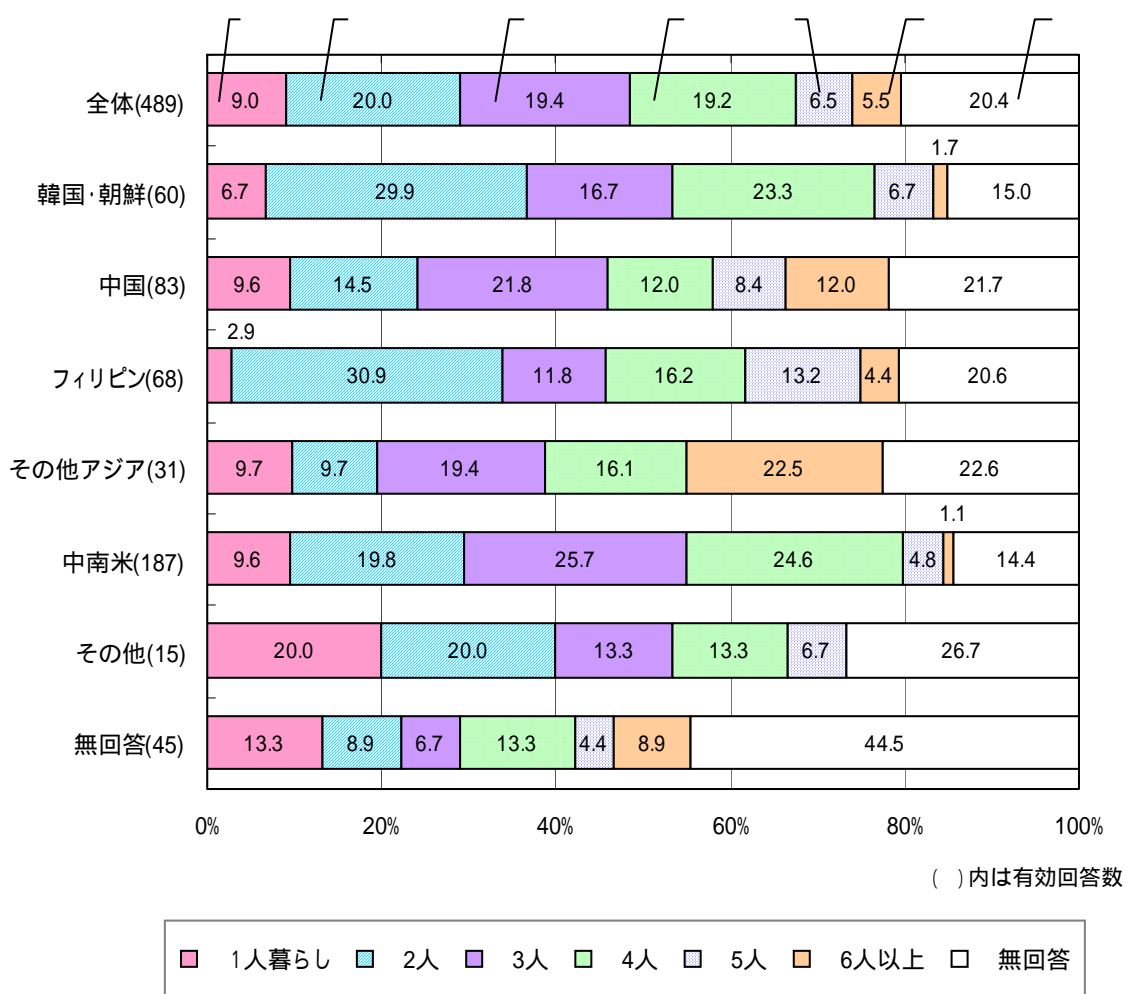
- 日ごろから積極的に参加している
- 都合がつけば参加するようにしている
- 参加したいと思っているが、なかなか参加できない
- 参加したいと思っているが、日時や場所などの情報が来ない
- 参加したいと思っているが、誘われないので、参加していない(誘われれば参加したい)
- 全く参加していない
- 参加する気はない
- その他
- 無回答

(家族構成)

設問 あなたの家族構成を教えてください。(ご本人を含む、一緒にお住まいの人数を記入してください。)

家族構成は「2人」という回答が20.0%で最も多くなっています。次いで「3人」という回答が19.4%、「4人」という回答が19.2%などとなっています。同居の家族は「配偶者」という回答が79.2%で最も多くなっています。次いで「子ども」という回答が61.3%、「親」という回答が18.2%などとなっています。

国籍など地域別にみると、「2人」と答えた人の割合は、韓国・朝鮮、フィリピンで高くなっています。「6人以上」と答えた人の割合は、その他アジアで高くなっています。家族構成において、「孫」「祖父母」と答えた人の割合が、その他アジアで高くなっています。



(通学の状況)

設問 あなたはお子さんを日本で学校に通わせていますか。通わせている、または過去に通わせたことがある場合、学校の種類は何です(でした)か。

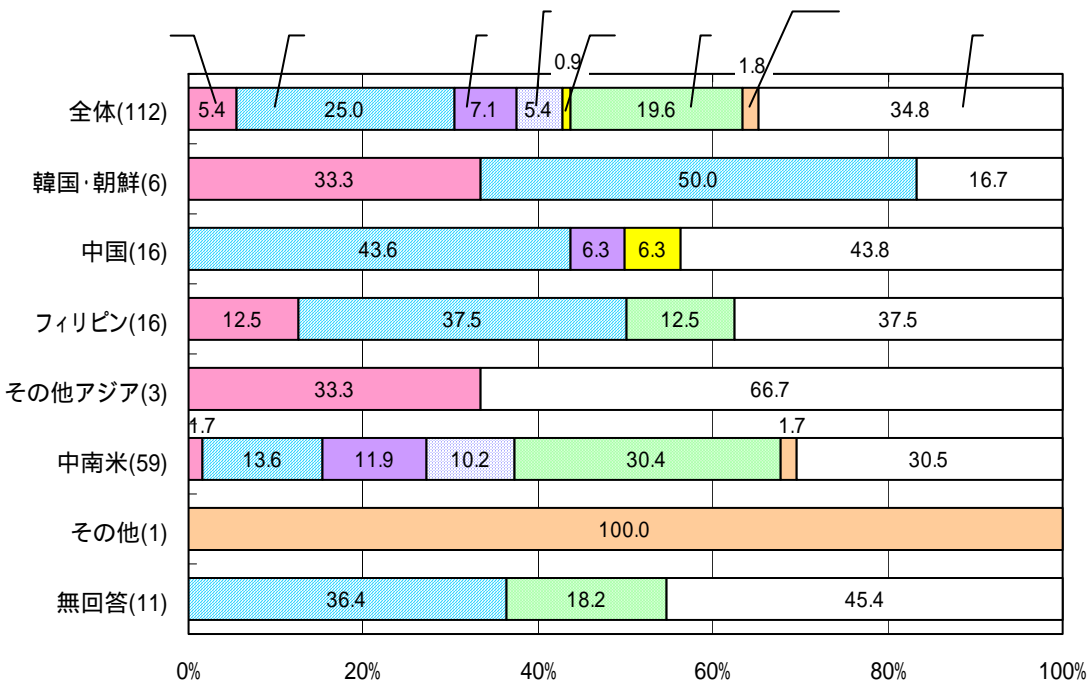
通学年齢の子どものいる人の子どもの通学の状況は「通わせている」という回答が82.6%で最も多くなっています。次いで「一度も通わせたことがない」が11.1%、「通わせていたがやめてしまった」が6.3%となっています。

通学の経験のある学校の種類は「日本の公立学校」という回答が72.3%で最も多くなっています。次いで「母国語を中心に教える外国人学校」という回答が16.1%、「日本の私立学校」、「インターナショナルスクール」がともに1.8%となっています。

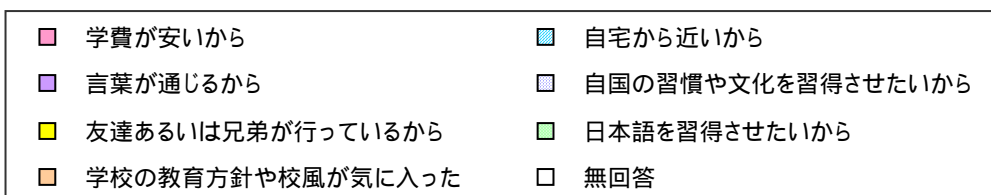
(学校を選んだ理由)

設問 その学校を選んだ理由として最も重要なものはどれですか。(1つに)  
(複数のお子さんをお持ちの場合には、それぞれ該当する項目に人数をお書きください。)

学校を選んだ理由は「自宅から近いから」という回答が25.0%で最も多くなっています。次いで「日本語を習得させたいから」という回答が19.6%、「言葉が通じるから」という回答が7.1%、「学費が安いから」と「自国の習慣や文化を習得させたいから」という回答がともに5.4%などとなっています。



( )内は有効回答数



## 2 多文化共生社会づくり推進共同宣言

## 多文化共生社会づくり推進共同宣言

東海地域においては、近年、南米地域からの就労を主目的とした日系人を始めとする在住外国人が急激に増加している。また、少子高齢化により労働力人口が減少していく中、近い将来、アジアを中心としてこれまで以上に在住外国人の増加が予想されている。

こうした在住外国人は、地域の経済活動を支える大きな力となっている一方、その長期定住化と集住化が進むにつれて、言語、文化の違い、制度の不備等から、労働、医療、教育、社会保障等の面で様々な課題も顕在化してきている。在住外国人が国籍を問わず、個人として尊重され基本的な人間生活を営むためには、こうした問題は早急に解決が図られるべきものである。さらに在住外国人が、その能力を十分発揮でき、日本人とともに地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加する環境づくりが進むことで、海外からより多くの優れた人材を引き寄せ得る創造的で活力に満ちた魅力ある地域となることが期待できる。

このため、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現をめざして、住民、NPO、企業、他の自治体等の協力を得ながら連携・協働して施策を進めることを、ここに宣言する。

平成16年11月8日

岐阜県知事

板原 拓

愛知県知事

神田 正幹

三重県知事

望月 昭彦

名古屋市長

松原 武久

3 在留資格一覧 (出入国管理及び難民認定法 第2条の2, 第19条関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世界に属する家族の構成員としての活動
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む、以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)
教 育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。)
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸術活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。)
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。)
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動
留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就 学	本邦の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(この表の留学の項に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の留学の項及び就学の項に掲げる活動を除く。)
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

在留資格	本邦において有する身分または地位
永 住 者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

該当例	在留期間	就労制限		
		なし	一定範囲可	就労不可
外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員など及びその家族	外交活動の期間			
外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関などから公の用務で派遣される者など及びその家族	公用活動の期間			
大学教授など	3年又は1年			
作曲家、画家、著述家など	3年又は1年			
外国の宗教団体から派遣される宣教師など	3年又は1年			
外国の報道機関の記者、カメラマン	3年又は1年			
外資系企業などの経営者・管理者	3年又は1年			
弁護士、公認会計士など	3年又は1年			
医師、歯科医師、看護師	3年又は1年			
政府関係機関や私企業などの研究者	3年又は1年			
中学校・高等学校などの語学教師など	3年又は1年			
機械工学などの技術者	3年又は1年			
通訳、デザイナー、私企業の語学教師など	3年又は1年			
外国の事業所からの転勤者	3年又は1年			
俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など	1年・6月・3月又は15日			
外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機などの操縦者、貴金属などの加工職人など	3年又は1年			
日本文化の研究者など	1年又は6月			
観光客、会議参加者など	90日、30日又は15日			
大学、短期大学などの学生	2年又は1年			
高等学校、専修学校(高等又は一般課程)などの生徒	1年又は6月			
研修生	1年又は6月			
在留外国人が扶養する配偶者・子	3年、2年、1年、6月又は3月			
高度研究者、外交官などの家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者など	5年、4年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)		*	

\* 可のものもある。

該当例	在留期間			
法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限			
日本人の配偶者・子・特別養子	3年又は1年			
永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	3年又は1年			
インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人など	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間(3年を超えない範囲)			

#### 4 愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議

##### (1) 開催要綱

##### 愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議開催要綱

###### (目的)

第1条 愛知県における多文化共生社会づくりを推進するための「愛知県多文化共生推進プラン(仮称)」の策定にあたり、創意ある意見を求めるため、愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議(以下、「検討会議」という。)を開催する。

###### (所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 愛知県多文化共生推進プラン(仮称)策定のための検討に関すること
- (2) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項

###### (構成)

第3条 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

###### (座長等)

第4条 検討会議に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第5条 検討会議は、愛知県地域振興部長が招集する。

- 2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

###### (公開)

第6条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

- 2 検討会議の傍聴方法については、別途定める。

###### (開催期間)

第7条 検討会議は、平成19年度において開催する。

###### (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、地域振興部国際課多文化共生推進室において処理する。

###### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

###### 附則

この要綱は、平成19年6月11日から施行し、平成20年3月31日をもって廃止する。



## (2) 委員名簿

## 「愛知多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」委員 名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
近藤 敦	名城大学法学部教授
佐藤 久美	特定非営利活動法人愛知善意ガイドネットワーク副理事長 英文情報誌「アベニューズ」代表
田中 アルシーデス ヒデオ	豊橋ブラジル協会代表
田村 太郎	特定非営利活動法人多文化共生センター大阪代表理事
長尾 英俊	愛知県小中学校長会副会長
古橋 三吉	財団法人豊田市国際交流協会事務局長
堀内 一孝	豊橋市企画部長
松本 一子	特定非営利活動法人子どもの国理事 特定非営利活動法人保見ヶ丘国際交流センター理事
三宅 宏一	愛知県経営者協会企画・海外グループ部長
山本 かほり	愛知県立大学文学部准教授
山脇 啓造	明治大学商学部教授

:座長 :座長代理

## 5 愛知県国際化推進連絡会議

### (1) 設置要綱

#### 愛知県国際化推進連絡会議設置要綱

##### (目的)

第1条 本県の国際化の推進について、一体的かつ効果的な推進を図るため、愛知県国際化推進連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の国際化推進に関する総合的な連絡・調整に関すること。
- (2) その他、国際化の推進に必要な事項に関すること

##### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 会議には議長を置き、地域振興部長をもってこれに充てる。

##### (運営)

第4条 会議は、議長が統括し、必要に応じ召集するものとする。

2 議長は、必要に応じ構成員以外の関係者の参加を求めることができる。

##### (意見の聴取)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、会議に有識者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

##### (部会)

第6条 会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、議長の要請に基づく検討等を行うものとし、その運営については議長が別に定める。

##### (庶務)

第7条 検討会議に関する庶務は、地域振興部国際課において処理する。

##### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則 (省略)

(2) 会議構成員

愛知県国際化推進連絡会議構成員

部 局	構 成 員
知事政策局	企画課長
総務部	人事課長
地域振興部	地域政策課長
	国際課長
	多文化共生推進室長
	情報企画課長
	航空対策課長
県民生活部	県民総務課長
	人権同和対策室長
	社会活動推進課長
	男女共同参画室長
	地域安全課長
	文化芸術課長
	私学振興室長
防災局	防災危機管理課長
環境部	環境政策課長
	地球温暖化対策室長
	自然環境課長
健康福祉部	医療福祉計画課長
	児童家庭課長
	医務国保課長
産業労働部	産業労働政策課長
	地域産業課長
	新産業課長
	産業立地通商課長
	観光コンベンション課長
	就業促進課長
農林水産部	農林政策課長
	園芸農産課長
建設部	建設企画課長
	公園緑地課長
	港湾課長
	県営住宅管理室長

部 局	構 成 員
企業庁	企業誘致課長
病院事業庁	管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会	教育企画室長
	生涯学習課長
	高等学校教育課長
	義務教育課長
警察本部	警務課長

### (3) 部会運営要領

#### 愛知県国際化推進連絡会議部会運営要領

##### (目的)

第1 この要領は、愛知県国際化推進連絡会議(以下「会議」という。)設置要綱第6条の規定に基づき、部会の運営について、必要な事項を定める。

##### (所掌事務)

第2 部会は、特定の分野において関係部局の調整を必要とする事項について、情報交換、協議、検討及び調整を行う。

##### (部会の構成及び運営)

第3 別表1に掲げる部会を設置し、それぞれ部会長を定めるものとする。

2 各部会の構成員は、別表1の構成課室の課長補佐級の職員とする。但し、課長補佐級職員を充てることが困難な場合は主査級の職員とする。

3 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

4 部会長は、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 部会で協議した事項については、部会長が会議へ報告するものとする。

##### (庶務)

第4 各部会の庶務は、各部会長の課室において処理する。

##### (雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、各部会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成18年11月7日から施行する。

新たな国際化推進計画策定部会は、同計画の策定をもって解散することとする。

別表1 部会の構成課室

名称	部局名	構成課室
新たな国際化推進計画策定部会 (部会長 国際課長)	知事政策局	企画課
	総務部	人事課
	地域振興部	地域政策課、国際課、多文化共生推進室、 情報企画課、航空対策課
	県民生活部	社会活動推進課、男女共同参画室、 文化芸術課、私学振興室
	防災局	防災危機管理課
	環境部	環境政策課、地球温暖化対策室、自然環境課
	産業労働部	産業労働政策課、地域産業課、新産業課、 産業立地通商課、観光コンベンション課、 就業促進課
	農林水産部	農林政策課、園芸農産課
	建設部	建設企画課、公園緑地課、港湾課
	企業庁	企業誘致課
	病院事業庁	管理課
	教育委員会	教育企画室、生涯学習課、高等学校教育課、 義務教育課
	警察本部	警務課
多文化共生部会 (部会長 多文化共生推進室長)	知事政策局	企画課
	総務部	人事課
	地域振興部	国際課、多文化共生推進室
	県民生活部	人権同和対策室、社会活動推進課、 男女共同参画室、地域安全課、私学振興室
	防災局	防災危機管理課
	健康福祉部	児童家庭課、医務国保課
	産業労働部	就業促進課
	建設部	県営住宅管理室
	教育委員会	教育企画室、生涯学習課、高等学校教育課、 義務教育課
	警察本部	警務課

## 6 作成経過

2006年11月17日	愛知県国際化推進連絡会議開催
2007年 3月19日	愛知県多文化共生社会づくり推進会議報告書受領
5月30日	愛知県国際化推進連絡会議多文化共生部会開催
6月29日	第1回愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議開催
6月30日 ~7月30日	愛知県の国際化に関する県民意識調査実施
9月19日	第2回愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議開催
11月 1日 ~11月12日	県内市町村・市町国際交流協会から意見聴取
11月29日	第3回愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議開催
2008年 1月23日 ~2月22日	パブリックコメント実施
2月29日	第4回愛知県多文化共生推進プラン(仮称)検討会議開催
3月18日	愛知県国際化推進連絡会議開催